

通告4番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、子ども議会についてと交通安全対策についての2点で一般質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、子ども議会から質問を行います。

この子ども議会については、これまでも何回か取り上げてまいりました。小学生、中学生が、議会制民主主義を体験的に理解するとともに、政治への関心を深め、岩出市の将来について考え、議会で質問や提案をすることにより、児童に社会参加への態度や意欲を養うことができるものであり、多くの自治体が同様の主旨のもとで開催がされているものです。

同時に、保護者を初め市民の皆さんに児童の議場での活動を傍聴してもらうことを通じて、市議会や行政の取り組みをより身近なものと感じてもらうことも目的の中に含めて開催されています。

毎年行われている自治体もあれば、記念事業として開催されている自治体もあります。岩出市では、平成8年8月に記念事業の一環として開催もされてきています。

この間、教育長が何人もかわられてきていますが、子ども議会の開催については、今後の検討課題だとされてきています。子ども議会開催についてどのような認識を持ち、調査や検討がされてきたのか。年次的に検討課題だとされてきたこの結果、この報告をまず最初にお聞きをしたいと思います。

2点目に、子ども議会の開催で、子供たちにとってはどのような影響を与えるメリットがあると考えておられるのか、この点については、教育長並びに中芝市長の見解を次にお聞きをしたいと思います。

3点目に、岩出市での投票率が低いことや市の行政に関心を持ってもらう観点からは大切なことだと、前回の答弁でも開催の必要性を認められてきています。他の自治体では、開催する必要や意義があると捉まえているからこそ子ども議会を開催してきているのです。岩出市がその必要性があると認識しながら実行に移せないのは、どういう理由でこの子ども議会が開催されないのか、お聞きをしたいと思います。

4点目として、これは教育長にお聞きをしたいと思います。これまでは今後の検討課題という表現を通して、子ども議会そのものを開催する意思がない対応、これがこの間の教育長の中で態度としてとられてきています。現教育長も岩出市の教育

長として約1年以上が経過をしてくれています。子ども議会という面では、教育長としてどのような認識や捉まえ方をしているのかも、この2点目とも関連するとは思いますが、改めて4点目としてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の子ども議会についてのご質問の2点目について、お答えをいたします。

子ども議会とは、これまで各自治体の記念行事として開催されていましたが、1994年に政府が児童の権利に関する条約を批准したことで、本条約の第12条、意見を表明する権利を実現する機会を提供する手段として、全国の地方議会で開催されるようになっていきます。

児童の権利に関する条約を根拠とするなら、考慮すべき点は、子供の権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利の4つの権利が尊重されるべき権利であり、子ども議会を開催することが、これらの権利を保障することにはならないと考えます。

子ども議会を開催している自治体では、まちづくりや議会の仕組みなどに対する勉強の場として開催しているもので、本来の児童の権利に関する条約の実現という観点からは、かけ離れたものとなっています。

いずれにしても、行事、イベントを実施するに当たっては、目標、目的をどのように設定するかによって、その効果も違ってまいります。勉強の場として捉まえるならば、少人数で行う子ども議会という場よりも、学校教育の場においてこそ実現すべきであると考えております。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 増田議員の子ども議会についてのご質問に一括してお答えいたします。

子ども議会の開催、そもそもの主旨については、先ほど市長がお答えしたとおり、児童の権利に関する条約を実現していく上において、必ずしも実施しなければならない事業とは考えておりません。

児童の権利に関する条約については、文部科学省事務次官通知によりますと、本条約の発効により、教育関係について、特に法令等の改正は必要ないが、もとより児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行わなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、さらに一層教育の充実が

図られることが肝要であるとして、その留意事項としまして、児童が人格を持った1人の人間として尊重されなければならないことについて広く理解を深めること、体罰は学校教育法第11条により禁止されているものであり、体罰禁止の徹底に一層努めること、意見を表明する権利については、児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきだが必ず反映されるということまでも求めているものではないこと、学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒等が自国の国旗・国歌の意義を理解し、それを尊重する信条と態度を育てることともに、全ての国の国旗・国歌に対して等しく敬意を表する態度を育てるなど、文部科学省としての見解が通知されています。

したがいまして、子ども議会の開催は、本条約を実現していくための必要条件とは考えにくく、子供たちの意見や声を聞く手段は、ほかにもいろいろな方法があること、また、文部科学省事務次官通知を勘案すれば、学校教育の場において、子供たちの権利を守っていくことが最も大事なことであると認識しておりますので、改めて子ども議会を開催することについては考えておりませんが、今後、何らかの理由により子ども議会を開催する必要性が生じた場合には、その目標、目的を明らかにした上で開催する場合もあると考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、非常に残念な答弁をいただきました。市長においては、児童の権利とはかけ離れている、このような答弁もありました。また、教育長から、必要性がある場合もあるだろうというようなことなんかも言われたんですが、この点からは、改めてお聞きをしたいと思うんですが、今、他の自治体ではこのような子ども議会、数多くのところで行われているんですね。そこでは、やっぱり市長も言われたように、子供の権利です。この部分なんかにおいては、やはりしっかりと自分たちのまちを何とかしたい、そういうような思いも、やっぱり子供の権利としてあるんですよ。

これ、八王子の子ども議会、この中で選出された子供議員、子供議員の決意表明、これを読ませていただきたいと思います。ここではこう発言されています。

皆を代表して決意を述べたいと思います。僕は、この日を待ち望んでいました。八王子中から集まった積極的な皆と出会えることを楽しみにしていたからです。みんなが議員になろうと思ったのは、さまざまな理由があると思いますが、僕は自分

の住んでいるまちをよくしたい。大人になって子供ができたときに、その子供たちにとってもよいまちにしたい。つまり未来の子供たちのために、子供の僕たちが行動しなければならないと強く思ったのでなりました。皆も八王子をよくしようという思いは一緒だと思います。そんな心をしっかり受けとめられる場所にしたいです。

時にはお互いの意見や考えが合わず、激論になるかもしれませんが、心と心で話し合えば最良の策が得られるかもしれません。子供ならではの意見を活発に出せばよいと思います。最終的には、結論を出すのですが、このまちが10年後にもっとよいまちになるために精いっぱい努力し、話し合い、よい結果を出したいです。そのためには、きょうから始まる事前学習会でしっかり学習しなければなりません。学習してこそ、8月31日の子ども議会が成功するはずで、学生サポーターや関係者の方々にはわからないことばかりで、教えてもらうことも多いと思いますが、よろしくをお願いします。

最後に、半年間をともにする未来、この半年間、皆がともに成長できるようにということと、10年後には大人になっています。そのときに子供議員を経験してよかったと思えるよう頑張っていきましょう。

子供議員代表、名前あるんですが、中学2年生。

すばらしい決意表明じゃないですか。子ども議会を開催する意義は、本当に、これ、私、八王子市では、子供たちにこんな影響を与えているんですよ。

今、全国でも多くの自治体、開催されているところ、たくさんありますよ。彦根市なんかでもそうですよ。宝塚市なんかでもそうですよ。その中で、いろんな、いっぱい、これインターネットで調べるだけでも、いろんなこと書いていますよ。

そんな中で、今の市長、児童の権利とかけ離れている。子供たちの願い、本当かなえるつもりがあるんでしょうか。そういう点においては、こういう子供たちの意見、岩出市では、こういう子供たちの意見、どの場でこういった子供たちの意見、聞いていくお考えなんでしょうか。この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

同時に、最初に教育長が、子ども議会の開催の必要性がある場合というような言葉も言われました。教育長として、子ども議会が開催する必要がある場合、この場合とは、どういう場合のことを想定されているのか、この点について、再度質問をしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

子供たちの勉強の場として捉まえるならば、少人数で行う子ども議会という場よりも、学校教育の場においてこそ実現すべきであると考えております。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

ほかの自治体の状況、八王子市のお話出ておりましたが、先ほど、市長、教育長が答弁したように、児童の権利に関する条約第12条、意思表示の権利の位置づけの理解として開催しているということですが、児童の権利の1つを保障するという主旨では無理があると、こういうことでございます。

子供の権利、どういう形で保障していくのかということですが、岩出市では、平成27年度におきまして、岩出市人権施策基本方針改訂版を策定しております。この中で子供の権利を守っていく方針、明確にしております。

基本方向としましては、全ての子供には、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利があることを前提に、子供をめぐるさまざまな問題に対して人権の視点で考えていくと、こういうことを基本としてございます。

それから、子供の意見を聞く機会というご質問がございましたが、これまでの取り組みといたしましては、長期総合計画を初め、各種計画書を策定する際のアンケート調査あるいは和歌山行政評価事務所によります出前講座を行ったり、中学生熟議という名称で生徒会活動を通じて、まちづくり活動やボランティア活動に取り組んでいる中学生が集いまして、熟議を行って、地域社会に参画する一義的な能力の育成を目指す、こういうことを行ってございます。

また、小学生では、人間関係形成向上能力のための能力向上のための小学生リーダー研修会、こういうものも行ってございます。ほかにも主権者教育ということで、選挙の出前講座とか、租税教室とか、小中学生を対象としたさまざまな研修も行っているところでございます。

それから、今後、どういうことがあれば子ども議会を開催するかということですが、目標、目的が開催する必要性が生じた場合、開催することになるであろうと、このように考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この子ども議会、市当局については、到底、子ども議会については開催

する意思がない、こう考えざるを得ない、そういう状況だと思うんですね。私は、やはり他の自治体からしっかりと学んでいく、こういう姿勢が岩出市にはないのかなと言わざるを得ない状況だと思うんですね。

先ほどの八王子なんかでもそうですけれども、子供たち、本当に行政の面について、先ほども言いましたけれども、将来の自分たちのまち、本当によくしていきたいんだと。ごみの問題やいじめの問題、自転車では伸び伸び走れるようなまちにするにはどうすればいいのか。エコバッグ推進、こういうような提案なんかも含めて、地球温暖化や、また駅前周辺の緑化事業とか、本当に各自治体なんかの部分については、本当に私たち議員以上のそういうような質問なんかもやっぱり出されてきています。

これはほかの自治体なんかでも、やっぱりそうなんですね。だから、そういう点においては、子供たちにしっかりと自分たちのまちをどうしていくのかと。この部分なんかについても、やっぱり考えてさせていく、そういうことが、この岩出市でもそういう取り組みが、私は本当に必要じゃないかのかなというふうに本当に思うんです。

そうでなくても、今、岩出市、国政選挙でも県会議員選挙でもそうですけれども、各種の選挙で投票率、非常に低い。政治に関心を持っていない。そういう人たちがふえてきているんですね。そして、今度、投票、以前は20歳だったけれども、18歳にまで引き下がったと。こういう点においては、やっぱり若い人たちにも選挙に行ってもらおう。そういう部分なんかも含めて、その対応が岩出市なんかでも求められていると私は思うんですね。

選挙管理委員会に少しお聞きをしたいと思うんです。岩出市、投票率、非常に低いという、こういうふうな現状、こういう現状において、このような今の小学生や中学生に政治に関心を持ってもらう、こういうことが岩出市の投票率、これが引き上がる、そういうふうにつながるのではないのかなと、私は思うところがあるんですが、選挙管理委員会として、こういう子ども議会で、政治に関心を持ってもらう、こういう事業なんかは選挙管理委員会として非常に役に立つのかどうかと。そういうふうな選挙管理委員会としての考え方なんか少しお聞きをしたいと思います。

それと、実際には、岩出市で、子ども議会という、そのもの自身についてメリット・デメリット、こういう部分なんか実際には本当にあるのかなという点なんか明確に、これは再度お聞きをしたいと思うんです。

こういう子ども議会をすることによって、子供たちの役に立つのか、それとも子

ども議会を開いても役に立たないというふうに考えているのか、この点、再度、教育長にもお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

まず、先ほどから言っておりますように、児童の権利に関する条約を実現するという意味から言いますと、議員が言うほど、子ども議会の開催の必要性、認識はございません。

それから、意見を聞く場というのは、先ほどお答えしましたとおり、いろんな場において子供の意見を聞く場があるということでございます。

それから、選挙管理委員のということですが、これは選挙管理委員会に伝えておきます。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質問についてお答えいたします。

今回、通告がございませんでしたので、選挙管理委員会の委員長の出席はしてございませんので、選挙管理委員会としての答弁は差し控えさせていただきますが、今までの投票率を上げるということで、若者への対策の取り組みについてはご紹介させていただきます。

市の選挙管理委員会としましては、和歌山県の出張県政お話講座、この事業を活発に取り組んでございます。その出張出前講座の中では模擬投票ということで、選挙に関心を持っていただくということも取り組んでございます。また、新有権者への啓発のはがきの発送ということもさせていただいておりますので、いろいろな面で若者への投票への関心を高めていただく、また、保護者、若い方ですね、保育所のお子さんをお持ちの保護者の方への投票を促すために、保育所・幼稚園児への啓発物資の配布ということ、また、成人式での市長の式事、または啓発物資の配布ということで、投票率の向上に取り組んでいるところでございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、安全対策について質問を行います。

まず1点目として、桜台地域の安全対策について市の見解、これをお聞きしたい

と思います。

この桜台については、根来交番からの道が本線としての幹線道路となっています。この幹線道路への進入交差点部分、この部分については、植樹帯によって、下から上がってくる根来交番方面から見通しが悪く、通行車両が見えにくいという地点が、あそこは坂ですんで、いつも、これあるわけなんです。このような下から上がってくる車が見えにくいような地点、このような地点は、植樹帯の一部を見えやすくするような改善の必要性があると私は考えますが、市の対応についてお聞きをしたいと思います。

2点目は、この桜台地域、この地域全体がカーブミラーというような点では、非常に数が少ないという状況があるんじゃないか。例えば、若葉台からの道路、上がってくる道路ですね、この道路については、同じような交差点幾つもあるんで、三差路幾つもあるんですが、下から上がってくる時点で、一番下のところにはついていけるけれども、あそこから2番目、3番目、4番目、同じような三差路の状況、こういうふうなところでも、ついていないというようなところもあります。このようなカーブミラーというような点を初めとして、桜台地域全体について、どのように市として捉えているのかという点、また、今後の対応についてお聞きをしたいと思います。

2点目として、堀口の交通公園の東側、今、農免道路沿いのところが、随時整備されてくる中で、この堀口の交通公園東側の三差路の南側部分についても、歩道が完成をしたということになっています。ところが、マンションの前から東側に通行する部分、この部分については、歩道そのもの自身も非常に狭いというような部分とか鋭角になっている点などもあって、非常に狭くて、自主的には歩道の役割を果たしていないというような状況もあります。しかも、歩道が狭くて、そして歩道そのもの自身の傾斜、これが非常にきつくて、そして通行人が転倒する、こういう事例も、この間起きてきています。

そして、こういう点では、この地点については歩道の改善というのが、これ改めて行っていく必要があるんじゃないかと。安全面を考えても、やはり改善していく必要があるんじゃないかというふうにも思います。そして、近隣の方なんかも、ここはやっぱりもうちょっと改善してほしいんだというような声なんかもたくさん寄せられています。この点について、市として改善していくというようなことなんかは考えていないのか、この点お聞きしたいと思います。

3点目は、岩出の総合体育館の東側、県道泉佐野岩出線の総合体育館の東側部分

の歩道です。この付近については、この間、お医者さんなんかも、いろいろ宅地開発なんかも進んできたというような状況となっています。ところが、この総合体育館の東側の部分については、歩道そのもの自身が上ったり下がったり、下がったり上ったりというようなところが幾つもあるわけなんです。

ですから、自転車なんかで通行されている、そういう生徒さんや、また、大人の方なんかもハンドルをとられて転倒する、こういうふうな事故も起きています。私は、こういうふうな地点、波状というんですか、幾つも、それが1カ所ぐらいたったらまだしも、何カ所も何カ所もあるというような地点については、ハンドルをとられたり振られたりするということがないように、県に対して、平な状況の歩道となるように改善要望すべき地点ではないのかというふうに思うんです。市として、この地点についての改善対策についてはどのように考えているのか、この点をお聞きしたいと思います。

4点目は、川尻の市営住宅、ここから北へ行った山田川沿いのところに設置されている防護柵、この白い防護柵ですね、川沿いにある。このところにおいては、この間、車が多分ぶつかったと思うんです。大きくへこんでいたり、柵そのもの自身が壊れている、こういうふうなところがございます。

以前は、このような状況になっているにもかかわらず、注意を促すような赤いコーンとかという、安全面で対策というのはなかったんですが、この間、危険を示す赤いコーンというようなものなんかは、確かに置かれるようになりました。

しかしながら、やはり壊れているようなところ、かなり危険ですので、早急な改善と修理というものが必要なんですが、市として、この地点の改修工事、この入札というような対策なんかはどのような状況になっているのか、既に入札ということなんかでも対応されているのかどうか、市としての対応面についてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

最後に、岩出市の安全対策という面においては、市内全体を見渡して、岩出市も、当然毎年のように、県に対していろんな改善要望なんかも出されていると思うんですね。市内における右折信号の設置とか、また、見通しの改善、こういうものなんかも市に出されていると思います。今年度においては、岩出市として、県に対してどのような要望を出しているのか。そしてまた、県との協議の中における状況というのはどうなっているのかという点、この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、交通安全対策についての1点目、桜台地域の安全対策についてお答えします。

1つ目の植樹帯によって、根来交番方面から見通しが悪く、通行車両が見えにくいとのことですが、桜台地域の幹線道路は、緑陰の確保、騒音の減衰、大気の浄化など、良好な景観形成を目的として植樹されたものであり、植樹管理は、年1回、生い茂っているところに剪定をしております。また、見通しが悪い箇所につきましては、強剪定をしております。

続いて、2つ目のカーブミラーの点では、非常に数が少ない状況とのご指摘ですが、桜台地域の幹線道路は、車道と歩道が分離され、見通しもよく、カーブミラーが必要ない交差点が多いと認識しております。また、カーブミラーの設置の考え方、今後の対応につきましては、自治会からカーブミラーの設置要望があった場合、現地を確認し、危険と判断した場合は設置しております。

なお、設置に当たり、隣接地所有者の同意を得る必要がございます。

次に、2点目、市道山西国分線の歩道設置で、堀口交通公園東の三差路、南側の歩道について、歩行者が通行しにくい狭い歩道と指摘されましたが、住宅や店舗が隣接しており、原則2メートルの歩道設置は困難であったため、現状の歩道となったものであり、現状では、これ以上の方法はありませんでした。

次に、3点目、県道泉佐野岩出線総合体育館前の東側歩道部分についてですが、県とともに現地を確認したところ、隣接する住宅や店舗への出入り口にすりつけたため、歩道に勾配ができたものと見受けられますが、隣接者の了承を得て、改善していただくよう県に要望してまいります。

次に、4点目、山田川沿いに設置されている防護柵についてですが、6月2日、事故により破損したもので、当事者に修繕するよう伝えております。

なお、応急処置として、カラーコーンを設置し、注意喚起しております。

次に、5点目、右折信号や見通しの改善など、県との協議についてですが、近年では、国道24号中黒地内のオークワ前東交差点、県道粉河加太線では、市道安上中島線との交差点、市道根来安上線との交差点、根来交差点、根来東交差点、市道山西国分線では、市道環状中島線との交差点に時差式信号や右折矢印信号を設置していただいております。

また、県道泉佐野岩出線の川尻交差点北側の中央分離帯の植栽について、視野が悪いため植栽を撤去、備前交差点では、南進右折レーンを延長していただきました。

なお、交差点改良事業では、交通量や渋滞状況により、信号機や右折矢印信号の

設置も警察と協議し、検討していただいております。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 まず、桜台についてであります。今の現状から何も変わらないというような答弁だったと思うんですが、私は、本当に今の岩出市が安全対策について、本当にやっぱり議論というんですか、本当に今の現状よりも改善策をとろうというような考えが、なぜ持てないのかという点が不思議でならないんです。

特に、交番から上がってきた本線に入るところなんかは、今の話聞いていたら、景観がどうのというような、景観重視というようなふうに思えてならないんです。現実的には、真っすぐの道路じゃないんですね。下がっているんですね。下がっているところから車が上がってくるわけなんですよ。ですから、当然、例えば、しかも下から上り坂ですんで、かなりゆっくり走ってくるというんじゃない、やっぱりないんですね。

例えば、20メートルぐらい離れてたとしても、その20メートルも離れてたら、車というのは植樹があることによって、ほとんどやっぱり見えないんですね。私、今、バンの背の高い、座席の高い車、乗っているんですけどね。それでもやっぱり見えにくいというようなことだってあるんです。今、特に普通乗用車なり小型の普通の自動車だったら座席も低いので、さらに見えにくいという状況が、やっぱりあるんです。

そういう点においては、この交差点の南側というんですか、道の交差点の南側のほうの部分については、改めて、やっぱり市として、その危険性というのを一遍調べていただきたいというふうに私は思います。

それと、例えば、今、市としては桜台全体の部分については、カーブミラー少ないんじゃないかという指摘も、私させていただいたんですが、現実的には、若葉台からの同じような三差路なんかについても、一番下側はついているけれども、下から2筋目、3筋目、4筋目というのが、やっぱりないんですね。これ以外でも、桜台の交番から上がって行って、ずっと右へ曲がって、カーブいろいろあるんですけどね。そこの池ありますわね。池の前のところなんかには、飛び出し注意という看板、こういう看板も立っているんです。でも、そこにはカーブミラーありません。

それ以外にも、実際には桜台のところで、カーブミラーの設置するようなポール、こういうポールなんかも立っているんです。でも、設置もしていながら、そこにはカーブミラーついていない、そんなところたくさんあります。しかも、真っすぐの

ポールで、多分、速度規制か何かの表示をするそういうポールだと思うんですね。そういうポールなんかも幾つもあるんだけど、そこにも速度表示の看板とか、そういう部分なんかも、何か所もそういうところあるんです。

そういう点でいうたら、一遍、再度、市として桜台全体をやっぱりもうちょっと見直していただければなというふうに思うんですが、再度、この点についてはお聞きをしたいというふうに思います。

それと、あの堀口のマンションの右側、これは工事上、どうしようもないんだというふうな形で改善する必要がないと言われました。市として、現場検証、実際には現場検証として、つくったときもそうなんですけども、実際には、本当に歩かれたのかなというふうに、私は思うんです。これは、あの狭い歩道のところに、かなりの傾斜ついてますよ。私も実際何遍通っても、私でさえ斜めにしか行けないんです。真っすぐ歩けないんです、あそこのところ。斜めにずっと体が左のほうへ寄っていくんです、西のほうから歩いた場合。しかも、道路が鋭角につくられているんでね、その歩道が本当に狭くて、実際には、せっかくつくった歩道だけでも、利用する人、誰もありません。

矢印みたいなやつで、歩道ここで終わりですよ、右へ寄りなさいよというような表示みたいなもの出ているんですけども、実際にはそんなとこ通らんと、全部道のとこ通って、これ通行する人が大半なんですよ。しかも、その危険性を察して、そこ通ったら危ないという方が、わざわざその狭いところを通ったときに、斜めになって、ひょろついて歩かなきゃいけないという状況なんです。

これ、当局として、再度一遍どんな検証をしたのか、安全だというような検証はどういうところから出たのか、この説明だけお願いしたいというふうに思います。

それと、総合体育館前については、県に改善要望、これはできるだけ早急に、早く、これはお願いしたいという答弁でしたので、これは一刻も早くしていただけるよう、さらに要望を強めていただきたいと思います。

川尻の4点目のところについては、今、6月2日の日に事故が起きたという形で、修理については個人責任で行うんだというようなニュアンスだったんですが、これについては市として責任持って改修するという部分ではないんでしょうか。その辺ちょっと改めて、個人責任でこれは改修するものなのか、市として、柵の改修という部分については取り組んでいくのかという点、再度、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えします。

街路樹の伐採につきましては、地元自治会から要望があった場合、周辺の状況を勘案し、伐採が適切と判断すれば、市において伐採します。

なお、樹木等の伐採した場合は、新たな植栽は考えてございません。

続きまして、カーブミラーの設置の件につきましては、先ほど1回目の答弁でお答えしましたとおり、これにつきましても地元要望がありましたら、現地を確認し、危険と判断した場合は設置しております。

それと、歩道設置の件につきましては、この箇所は用地確保が難しく、相手さんの敷地が狭く、店舗が建っているということで、暫定的に歩道を設置してございます。用地の協力が得られたら拡幅、通常どおりの2メートルの幅員で設置したいんですけども、店舗が間際までであるということで、少しは協力していただいたわけなんですけども、現状が精いっぱい状況でございます。

そして、傾斜につきましては、既存の側溝、今も現在使っているんですけども、その高さと出入り口の高さを隠したために、傾斜の状態になってございます。

改善につきましては、現時点では改善する考えはございませんが、今後、歩行者や通行車両の状況、隣接する住宅、店舗の利用状況に変更があれば検討してまいります。

それから、防護柵の修理の件なんですけども、これは原因者が直すのが当たり前と思っております。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 安全対策面については、カーブミラーですね、これについては何か地域要望というのがなければ、市としては動かないんだという状況だと思いますね。しかも地元要望と。これ、車なんか通っている人なんか、地元の人ばかりが通っているんじゃないんですね。だから、例えば、ここ危ないよというふう感じた人から通報なり改善要望というのが出たら、市としては、当然、そういう改善対策というのを市独自の判断で、地元と、それはもちろんここにはつけますよと、つけたいんだという話はしなければいけないとは思いますが、そういう形で、市の主導でカーブミラーなんかは、やはりつけていくべきではないのかなというふうに、私は思うんです。

しかも、飛び出し注意という、そんな看板まで立っているようなところもあっても、実際にはカーブミラーがついていないというような実態さえ、やっぱり先ほども言うたんですけども、そういうところなんかもやっぱりあるんです。だから、そういう点で言うと、剪定面なんかも、地元の要望があれば剪定というんか、樹木なんかも何とかするように考えますというようなことを言われたんですけども、やはりこの辺のところは、市としては、ここは見通しが悪いからこういうふうにしたらどうかというふうに、市として対応したいんですということで、市が主導で、やっぱり地元の人なんかにも改めていろんな意見なんかも聞いていただいて、その対応をとっていただければなというふうに思います。

そういう点では、今後そういう形での市として危険なところは危険だという形で、市が主導権を持って、その対応をとっていくという、そういうことは考えないのか、あくまで地元から言うてこなんだからやらないんだというような、そういう対応なんか、その辺のところは、やっぱり私はちょっと改善、市としての対応面については変えていくべきではないのかなというふうに思うので、その点について、市の考え方、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再々質問についてお答えします。

地元要望がなくても、危険箇所については、市が率先して設置すればという件につきましては、開発協議の中で、必要と思われる箇所は、開発業者に対して設置するよう指導しております。

また、建物や土地利用の変化により見通しが悪くなった箇所などは、従来どおり要望書をいただき、現地調査を行い、危険と判断した場合、安全対策を実施しているところであり、その方針を変える考えはございません。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。